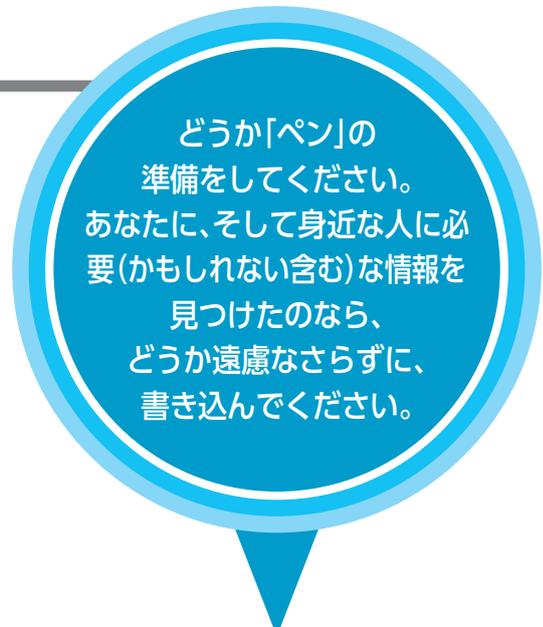


「ようこそ！ 邑楽へ」の人にも  
「これからも邑楽で」の人にも

# くらしの サポート制度

一年の計は元旦にありといいますが、入学や入社、進級など、日本の風習だといろいろなことの始まりがあるのは年度始め、つまり4月です。新しい生活を始める人も多いのではないのでしょうか。邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」をまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。



どうか「ペン」の準備をしてください。あなたに、そして身近な人に必要(かもしれない含む)な情報を見つけたのなら、どうか遠慮なさらずに、書き込んでください。



「ペン」の準備が  
できたなら、次ページへ



「りんGO」  
なんていうダジャレ  
じゃとしたら、  
がっかりじゃ……



高齢者・障がい者福祉	✓ 配食サービス	10 ページ
	✓ 通院の交通費を支給	10 ページ
	✓ 出張理・美容サービス	10 ページ
	✓ 紙おむつなどの支給	10 ページ
	✓ 介護用車両の購入費補助	10 ページ
	✓ 緊急通報装置の貸し出し	11 ページ
	✓ 徘徊探知機器の貸し出し	11 ページ
	✓ 特定疾患見舞金	11 ページ
住まい	✓ 住宅リフォーム補助金	12 ページ
	✓ 木造住宅の耐震化サポート	12 ページ
健康・医療	✓ 生活習慣病健診	12 ページ
	✓ 産後ケア	13 ページ
	✓ 福祉医療費支給制度	13 ページ
子ども	✓ 就学援助費と奨励費	13 ページ
	✓ 災害遺児手当	13 ページ
予防接種	✓ 高齢者肺炎球菌	14 ページ
	✓ 麻しん風しん混合	14 ページ
	✓ 二種混合	14 ページ

成29年2月号をご覧  
社は、広報おうらNo.  
利用に  
月から取り  
ことなっ  
政

# 高齢者・障がい者福祉

福祉と一口で言っても、一人一人困っていることが異なります。そこで町では、必要とされる支援に対応するため、さまざまな制度を行っています。



## 配食サービス

高齢者などに、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当し、調理が困難な人)

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障がい者

▼配食日 月～土曜日(祝日除く)のうち、希望曜日に夕食を提供

▼費用 1食400円

▼申請・問合先 町地域包括支援センター ☎80-93000、役場健康福祉課 ☎47-50221

## 通院の交通費を支給

じん臓機能障害の人などに通院時の交通費を支給します。

▼内容 人工透析療法などを受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助

▼対象(申請者の当該年度分の町民税額が非課税の人で、次の①か②に該当する人)

- ① じん臓機能障害の身体障害者手帳
- ② 小腸機能障害の身体障害者手帳

## 紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢者に、紙おむつなどの支給を行います。

▼対象(町内に住所があり、次の①か②に該当する人)

- ① 65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上の者
- ② 排せつ行為に支障のある身体障害者1・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

▼支給内容 紙おむつを一人につき月2袋、または紙おむつ1袋と尿取りパット2袋のセットで支給

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

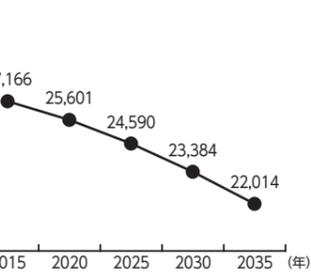
▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50222

※申請書は役場健康福祉課にあり

## 介護用車両の購入費補助

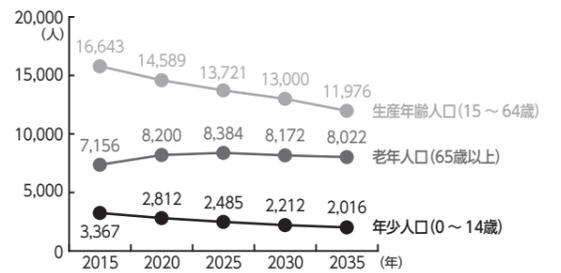
要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造にかかる費用の一部を補助します。

▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50222



※2015年の数値は同年1月1日現在

【出典】 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」



▼対象(次の①か②に該当する人やその家族)

- ① 下肢、体幹機能障害の1・2級
- ② おおむね65歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人

▼補助対象 左表の通り

対象	補助金額(福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a) 36か月以内 6万円 (b) 37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額(上限10万円)

※車両によって、福祉車両と認められない場合もあります。事前にご相談ください。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50224

## 緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害など、もしものときに迅速な救護を行うためのものです。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当する人)

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 日中高齢者世帯
- ④ 身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活

## 徘徊探知機器の貸し出し

認知症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に「徘徊探知機器」を貸し出します。

▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人

▼費用 月額1,000円

※利用者が住民税非課税の場合は無料。

▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する

※申請用紙は役場健康福祉課にあります。

▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50224

## 特定疾患見舞金

経済的・精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため、特定疾患医療や特定医療費(指定難病)の給付を受けている人などに見舞金を支給します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当する人)

- ① 特定疾患医療や特定医療費の給付を受けている
- ② 小児慢性特定医療費の給付を受けている

動作に支障のある人

▼費用 無料

▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する

▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50224、各地区の民生委員

## 出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢者などに出張理・美容サービスを行います。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障がい者
- ④ 要介護4以上の者(1年以上)

▼内容 利用券(2,500円相当を年間4枚支給)

※申請書は役場健康福祉課にあります。

▼申請に必要なもの 特定医療費(指定難病)受給者証または身体障害者手帳、通帳、印鑑

▼申請・問合先 役場健康福祉課 ☎47-50224

Q 旅行で一日だけ車いすを使いたいのですが

A 町社会福祉協議会で貸し出しています。町内に住む人が冠婚葬祭や旅行、買い物、病院からの退院時などで利用できます。期間は最長1か月以内で、費用は無料です。

▶町社会福祉協議会 ☎88-2408

Q 「思いやり駐車場」を利用したいのですが

A 「利用証」が必要になります。思いやり駐車場は「利用証」を持つ人が使える駐車スペースです。対象は、要介護の認定を受けている人、障害者手帳を持っている人、妊産婦、難病の人などです。詳しくは、お問合わせください。

▶役場健康福祉課 ☎47-5024

▶町社会福祉協議会 ☎88-2408

Q シニアパスポートってなんですか？

A 高齢者が特典を受けられるカードです。協賛店で割引などの特典を受けられます。65歳以上で希望する人にカードを配布しています。町内では役場健康福祉課、福祉センターがあります。申請には身分証明書が必要です。

▶役場健康福祉課 ☎47-5024

Q 家族の物忘れが心配なのですが

A まずは専門の医療機関で受診を。町地域包括支援センターでは「認知症サポーター養成講座」などの講座を開催しています。認知症についての理解を深めるためにぜひご参加ください。不安なことや聞きたいことがあればご相談ください。専門の職員がお話を伺います。

▶地域包括支援センター ☎80-9300



健康福祉課 横山 菜保子さん

生きがいがぐいへんや 介護予防を応援するツール

「群馬はばたけポイント(介護支援ボランティアポイント制度)」は、高齢者の介護予防や生きがいがつくり、さらには地域の支え手としての活動の促進を目的として、県と市町村が連携し、実施しています。高齢者が活動を行った場合に、その活動実績を「ポイント」として評価し、交付金に交換できます。

対象の活動は、①一人暮らし高齢者世帯などでの「ごみ出し」②町や地域包括支援センターが実施する介護予防教室や、行政区が実施するふれあいサロンでの体操の指導・補助などとなっています。

町では、今年の2月から取り組みを開始しています。利用についての詳細は、広報おうちNo.605(平成29年2月号)をご覧ください。

# 住まい

町は今、誰もが未来に向かって夢や希望の持てるまちづくりへ。「田楽町に住んでよかった」と思えるまちに。だからこそ、大切にしていってほしい。皆さんのホームグラウンド。



## 住宅リフォーム補助金

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。  
**▼対象(次の①～③全てに該当する人)**  
 ①町内在住で、住民登録がある  
 ②町税などの滞納がない  
 ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金を受けていない  
**▼補助対象住宅(次の①・②に該当する住宅)**  
 ①自らが町内に所有し、かつ居住

**！ 申請前の工事は対象になりません。ご注意ください**

**▼対象とならない工事** 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備(家電製品・家具・備品など)  
**▼補助金額** 工事費(消費税別)の10%  
 ※最高限度額20万円。  
 ※1住宅1回限りの補助。  
 ※交付は予算の範囲内に限る。  
**▼申請・問合せ** 役場商工振興課 47-5026

## 木造住宅の耐震化サポート

**「木造住宅耐震診断」**  
 旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。  
**▼対象となる建物(次の①～③全てに該当する建物)**  
 ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)  
 ②平屋建てまたは2階建て  
 ③在来軸組工法で建築したもの  
**▼申請できる人(次の①・②全てに該当する人)**  
 ①対象住宅の所有者で居住者  
 ②町税などの滞納がない

**▼申請期間** 4月17日(月)～12月15日(金)  
**▼申請方法** 役場都市建設課に直接申請する  
**▼必要書類** 建築確認申請書(建築確認済証、印鑑)  
**▼費用** 1,000円(診断者の交通費)  
**「木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)」**  
**▼対象となる建物** 木造住宅耐震診断を受けた住宅  
**▼精密耐震診断の補助金** 費用の2分の1の額(上限13万4千円)  
**▼耐震改修工事の補助金** 費用の2分の1の額(上限80万円)  
 ※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。  
**▼申請・問合せ** 役場都市建設課 47-50331

## 健康・医療

歳を重ねるほど健康のありがたみを感じます。自分らしく生きるための「健康」を。大切な人のための「健康」を。

### 生活習慣病健診

勤務先などで健診を受ける機会のない人を対象に、生活習慣病健診を実施します。  
**▼期日** 5月1日(日)、5月2日(月)  
 ※その他、集合検診でも受診できる

## 子ども



子どもたちに明るい未来を……。大人たちの願いです。家庭、学校、地域などさまざまな空間で、子どもたちが安心して成長してくれまますように。

### 就学援助費と奨励費

**「就学援助費」**  
 経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、就学援助費として学用品・修学旅行・給食などの費用を支給します。支給は世帯の収入状況などで決定します。詳しくは、町教育委員会・学校教育課または各地区の民生委員・児童委員へ相談してください。  
**「高等学校等就学援助費」**  
**▼対象(次の全てに該当する人)**  
 ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者  
 ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる  
**▼支給額** 月額2万円  
**▼申請方法** 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に申請する  
**▼必要書類など** 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問合せください。  
**「就学奨励費」**  
 小中学校の特別支援学級の児童生徒に、就学奨励費として学用品・

### 災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。  
**▼対象(次の①か②に該当する人)**  
 ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童  
 ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童  
**▼支給金額** 遺児一人につき月額3,000円  
**▼申請方法** 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類(在学証明、印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する)  
**▼申請・問合せ** 役場子ども支援課 47-5044

### 産後ケア

出産直後の産婦の心身ケアや休養などの支援を行います。  
**▼支援内容** 授乳や乳房ケアなど母乳育児・沐浴など育児指導  
**▼対象** 町内に住所がある産後2か月未満のお母さんと赤ちゃん  
**▼利用者負担額** 1日2,000円(昼食代込み)

### 福祉医療費支給制度

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。該当する人は早めに申請してください。  
**▼対象(次のいずれかに該当する人)**  
 ①子ども(中学校卒業まで)  
 ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級・障害年金1級身体障害者手帳1・2級・療育手帳A)  
 ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人  
**▼必要な書類など** 保険証、印鑑  
**▼対象②の人** 障害の程度を示した書類の写し(年金証書、身体障害者手帳、療育手帳など)  
**▼対象③の人** 母子・父子家庭が分かる書類(戸籍簿本など)、源泉徴収票と所得課税証明書(申請する年の1月1日に田楽町に住所がなかった人)  
**▼支給対象の診療** 保険診療に限る  
 ※他の制度から医療費が支給された部分は対象外。  
**▼受給方法** 福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示する  
**県内の医療機関** 福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示する  
**県外の医療機関** 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と診療明細書(領収書)を住民課へ提出する  
 ※退職や就職、保険組合の変更で保険証が変わったときは、必ず保険の変更を届け出てください。

**●利用施設・日時など**

施設名	曜日	時間
館林厚生病院 (館林市成島町)	㊦曜日 ※毎週では ありません。	午前 9:30～ 午後 5:30
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週㊦～㊤曜日 ※祝日・年末年始 除く。	

支援してほしい内容は人それぞれ。時間は、事前の相談で変更できます。気軽にご相談ください

**▼利用可能回数** 産後2か月未満までの期間に7日以内  
**▼申込方法** 電話または直接保健センターへ申し込む  
**▼申込・問合せ** 保健センター 47-55333

使える制度を確認して生活に役立てましょう



# 予防接種

予防接種は、自分が健康で元気な毎日を送れるようにする方法の一つ。そして、自分の大切な人を守るためのものです。予防接種で自分と自分の大切な人を守りましょう。



## 高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)  
①左表に該当し、自ら接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和27年4月2日～28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～23年4月1日
75歳	昭和17年4月2日～18年4月1日
80歳	昭和12年4月2日～13年4月1日
85歳	昭和7年4月2日～8年4月1日
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
95歳	大正11年4月2日～12年4月1日
100歳	大正6年4月2日～7年4月1日

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を持つ

※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます。  
※②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼費用 2,000円

※公費補助は一人1回限り。

▼持参するもの 配布された通知書、保険証、接種費用

▼実施期間 4月1日①～平成30年3月31日②

※実施期間外での接種は全額自己負担。

▼申込・問合先 保健センター

88-5533

## 麻しん風しん混合

「麻しんにならない、麻しんにさせない」ため、早めの接種をお願いします。

▼対象

1期 満1歳～2歳に至るまでの幼児

2期 来年小学校入学の幼児(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)

▼接種期間

1期 満1歳～2歳に至るまで  
2期 4月1日①～平成30年3月31日②

▼予防接種ができる医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合先 保健センター

88-5533

## 二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア、破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。

▼対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日①～平成30年3月31日②

▼予防接種ができる医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合先 保健センター

88-5533

## サポート制度

皆さんに知っておいていただきたい情報がたくさんありました。「私はチェックが1つもなかったよ」。そんな人もいるかもしれません。でも、必要になるときが来るかもしれません。「あんなサポート制度あったな」と思ってもらえたらうれしいです。

広報おうら編集部では、今回掲載しきれなかった情報や生活に必要な情報、さらにまちの動き、邑楽に生きる人々のくらしを広報紙にしていきます。

問合せ▶役場企画課 47-5007

「ようこそ! 邑楽へ」の人にも「これからも邑楽で」の人にも

## くらしのサポート制度

今年1月にリニューアルした「邑楽町スタイル」。生活ガイドブックとして情報満載です。こちらも活用ください

